

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成29年度第4回川西市空家等対策協議会		
事務局(担当課)		都市政策部 住宅政策室		
開催日時		平成29年8月24日(木) 午前10時～午前12時		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	安田委員、大塩委員(代理:菅原副市長)、大村委員、細見委員、楠本委員、森崎委員、吉田委員		
	その他			
	事務局	都市政策部 松浦部長 住宅政策室 茨木室長、飯田主幹、岩畑主査、豊田主事		
傍聴の可否		一部不可	傍聴者数	0
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由		会議次第2の議事の中に、川西市情報公開条例第7条第1項に規定される個人情報が含まれているため		
会議次第		1.開会 2.議事 (1)特定空家等専門部会からの報告 (2)川西市空家等対策計画(素案)に対する市長への答申について 3.市長への答申 4.閉会		
会議結果		別紙審議経過のとおり なお、川西市空家等対策計画(素案)等については、現在意思形成過程のため公表せず		

審議経過

10:00 開会

【1.開会】

<事務局>

只今より、平成29年度第4回空家等対策協議会を開催する。

(資料の確認)

【2.議事】

<会長>

まず本日の議事にある、特定空家等専門部会からの報告について、事務局より説明をお願いします。

<事務局>

(特定空家等専門部会からの報告について説明)

<会長>

川西市空家等対策計画(素案)に対する市長への答申について説明をお願いします。

<事務局>

(川西市空家等対策計画(素案)に対する市長への答申について説明)

<会長>

いまの説明に対して意見等はあるか。

<委員>

52頁の図の意味は、空家等の案件ごとに協議会が開催され、市長に答申するということが。

<事務局>

特定空家等に限る。それも庁内の空家等対策委員会での協議を経ての協議である。

<委員>

59頁に事業者を紹介するとあるが、それはどこに連絡するのか。

<事務局>

以前の協議会でも議論されたように、事業者を紹介する際は斡旋にならないよう気を付ける必要がある。そこで一事業者ではなく専門家組織(例えば弁護士会など)を通じて、事業者を紹介できればと考えている。

<会長>

その辺りは今後の課題でもある。どのように相談者と事業者をつなぐか、協議を進めながら体制が構築できればと思う。

<委員>

弁護士会などは良いが、類似団体が多くある専門家組織もある。また伐採業者の専門家組織はあるだろうか。それも市から提携を依頼しに行くのか、向こうから出向くのを待つのか、その辺りも課題であろう。

<事務局>

ワンストップの総合相談窓口を設置することは必要であると考えている。体制構築に向けて専門家組織との協議を踏まえ、一つずつ進めていきたい。

最終的には40頁にある「ひょうご空き家対策フォーラム」のような総合相談窓口の川西市版を目

指して進めていきたいと思っている。

<委員>

神戸市は業者登録制度を設けている。登録しているだけであり紹介はしない。市民が勝手に閲覧し、事業者に連絡をとるという方式。そのようなやり方もある。

<委員>

33、34 頁にある文言で「除去」と「除却」があるが、どちらかに統一するべきであろう。まだ修正は可能であるか。

<会長>

可能である。本協議会の役割はこの後のパブリックコメントに向けて計画の原案を作ること。空家等対策計画は専門的な記述もあるが、第一には市民に分かりやすい計画となるよう心がけていければと思う。

<委員>

34 頁の図「リフォーム改修業」から「中古住宅市場」へと矢印があるべきではないか。またリフォーム改修業に行きつくまでには「住宅状況調査」があるのではないか。

<会長>

本計画（素案）のとおり市長へ答申することとして良いか。

<各委員>

（合意）

【3．市長への答申】

<会長>

（答申）

<市長>

（あいさつ）

（閉会）